

# 「指定介護老人福祉施設 京都亀岡たなばたの郷」

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(京都府指定 第2671600423号)

当事業所は、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 目次

1. 事業者
2. ご利用施設の概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 施設が提供するサービスと利用料金
6. サービスの提供にあたって
7. サービス利用に関する留意事項
8. 協力医療機関等、医療の提供について
9. 施設の医療体制
10. ターミナル期の介護について
11. 衛生管理等
12. 非常災害時の対策
13. 緊急時の対応
14. 事故発生時の対応について
15. 虐待防止に関する事項
16. 身体拘束等に関する事項
17. 業務継続計画の策定等
18. 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保
19. 守秘義務及び情報提供について
20. 公表
21. 契約の終了について
22. 身元保証人(身元引受人)
23. 反社会的勢力の排除
24. 苦情・相談の受付
25. 第三者評価

## 1. 事業者

- (1) 法人所在地 京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5
- (2) 法人名 社会福祉法人 京都眞生福祉会
- (3) 代表者名 理事長 武田敏也

## 2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 21 年 4 月 1 日指定
- (2) 施設の目的

介護保険法令等に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設をご利用頂き、介護福祉サービスを提供します。この施設は、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用頂けます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 京都亀岡たなばたの郷
- (4) 施設の所在地 〒621-0806 京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5
- (5) 電話番号 (0771) 29-3150
- (6) 管理者氏名 施設長 田中 悠太
- (7) 開設年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- (8) 入所定員 150 名
- (9) 施設の運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスを提供するように努める。またユニットケアの利点を最大に活かし、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、地方公共団体、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努める。

## 3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室	150 室	ユニット型個室・1 ユニット 10 室
共同生活室	15 室	1 ユニットに 1 ヶ所
浴室	20 室	リフト式特殊浴槽 9 台 個人用一般浴槽 10 台 多人数用一般浴槽 1 台
医務室	2 室	

### (1) 居室の変更

利用者の心身の状況等、諸事情により居室を変更する場合がありますのでご了承ください。その際には、利用者もしくは身元引受人にご連絡させていただきます。利用者より居室変更の希望申し出の際は、空き状況により施設でその可否を決定

します。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

## 2) 居室に関する特記事項

各居室には、トイレ・洗面設備があります。

## 4. 職員の配置状況

(1) 当施設の職種ごとの職員配置定員数は以下のとおりです。

指定基準を上回る定員数を配置します。(兼務者を含む)

職種	配置定員数	指定基準	職種	配置定員数	指定基準
管理者	1名	1名	機能訓練指導員	1名	1名
介護職員	67名	60名	介護支援専門員	3名	2名
生活相談員	3名	2名	栄養士	2名	1名
医師	1名	必要数	調理員	8名	必要数
看護師	6名	4名	事務職員	2名	必要数

R6.6.1現在

## 5. 施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

### ①サービスの概要

食事ケア	<ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣を尊重した適切な時間、場所にて心身の状況に応じて自立した食事ができるよう支援します。</li><li>利用者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとって頂くことを原則としています。必要に応じて食事介助を行います。</li></ul> <p>(食事時間) 朝食 8時～、昼食 12時～、夕食 18時～</p>
入浴ケア	<ul style="list-style-type: none"><li>清潔を維持し、精神的に快適な生活ができるよう、入浴又は清拭を週2回以上行います。</li><li>個別浴室にて、家庭的な雰囲気のなかそれぞれに合った好みの湯加減で入浴して頂けます。</li><li>座位のとれない方は、リフト式特殊浴槽にて入浴ができます。</li></ul>
排泄ケア	<ul style="list-style-type: none"><li>心身の状況に応じて排泄の自立を促し、身体能力を活かした支援を行います。</li><li>排泄のリズム、身体状況に合わせた時間や方法等、適切な支援を行います。</li></ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>医師や看護師が日々の健康状態をチェックします。</li><li>多職種協働して、感染症予防・褥瘡予防に努めます。</li><li>利用者またはご家族の希望で、協力病院以外の通院・受診をされる場合はご家族の方で付き添いをお願いします。</li><li>利用者が入院された場合の入院申込書の記入、お世話はご家族または身元保証人(身元引受人)にお願いします。</li></ul>

その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状況を配慮し、できる限り離床に努めます。</li> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行えるよう配慮します。</li> <li>清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう支援します。</li> </ul> <p>☆個人としての尊厳に配慮し支援を行いますが、強い拒否がある場合や身体的・精神的に負担を与える場合はこの限りではありません。</p>
-----------	---

## ②利用者負担額 (ユニット型個室)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 施設サービス費		206,427 円	227,994 円	251,102 円	272,977 円	294,236 円
2. 自己負担額	1 割	20,643 円	22,799 円	25,110 円	27,298 円	29,424 円
	2 割	41,286 円	45,598 円	50,220 円	54,596 円	58,848 円
	3 割	61,929 円	68,397 円	75,330 円	81,894 円	88,272 円
3. 食 費 (1 日 1,580 円)		47,400 円				
4. 居住費 (1 日 3,190 円)		95,700 円				
5. 自己負担額合計		上記 2(自己負担額)+3(食費)+4(居住費)				

※1 ヶ月当たりの施設サービス利用料金(月額 30 日で計算しています)

※上記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の内、「自己負担額」と「食事」、「居住費」の合計金額をお支払い頂く事となります。

## ③サービス提供時に追加される利用料金

看護体制加算 (I)2	4 単位/1 日	常勤の看護師を 1 名以上配置しています。
サービス提供体制強化加算 I ~ III	22~6 单位/1 日	経験豊富な職員を一定数配置する事により、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ、よりきめ細かいケアに努めます。
初期加算	30 单位/1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設生活に慣れるための様々な支援をします。</li> <li>新規入所後 30 日間に限り加算されます。</li> <li>30 日以上の入院後に退院された場合、退院後 30 日間に限り加算されます。</li> </ul>
安全対策体制加算	20 单位/1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所時 1 回に限り加算されます。</li> </ul>
外泊時費用	246 单位/1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院または外泊された場合、所定の費用に代えて 1 ヶ月に 6 日を限度として算定されます。</li> <li>左記の単位数は 1 日分となります。</li> </ul>

療養食加算	6 単位/ 1 食	医師の発行する食事箋に基づき提供された、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、心臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食、及び特別な場合の検査食を提供します。 ※経口移行加算又は経口維持加算を行なった場合、療養食加算は行なわれません
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/ 日	若年性認知症による利用の場合、誕生日の前々日迄が対象となります。
介護職員処遇改善加算 II	介護保険告示上の額の 13. 6%に相当する額	不足している介護職員充足状況を改善する為、介護職員処遇改善加算が設定されています。

※介護報酬改訂等で、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額も変更になります。

※当施設の単位数単価は、1 単位 : 10, 27 円となります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金

施設が提供するサービス(施設にお支払い頂く料金)

食 費	1 日 1, 580 円	食材費及び調理に係る費用相当を算出しました。
居住費	1 日 3, 190 円	室料及び光熱水費の相当額で、建築費用(修繕・維持費を含む)や近隣の家賃・光熱水費の平均的な水準を参考に算出しました。
おやつ代	1 食 110 円	毎日 1 食ご用意致します。
理美容代	実費相当額	理美容サービス(整髪・顔剃等)をご利用いただけます。
レクリエーション、クラブ活動費	実費相当額	ご利用者様の希望によりご参加頂けます。
電気代	実費相当額	高額費用となる場合は、ご相談のうえ金額決定します。
複写物の交付費	1 枚 10 円	
特別な食事代	実費相当額	外食など

※要介護度にかかわらず、上記金額が利用者のご負担となります。

※食費・居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額となります。

※居住費について、入院時や外泊時にも居住費が利用者の負担となります。但し、その期間は負担限度額認定の適応はなく、第 4 段階(基準額)の適用となります

※市町村の行う低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置をおこなうものとします。

※おむつ代については介護保険給付対象となっています。施設で用意している種類に

については、ご負担の必要はありません。

(3) 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

請求と支払方法	(1) ご請求 利用月の翌月末に請求書を郵送いたします。 (2) お支払い 利用月の翌々月 12 日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に登録いただいた口座より自動引落としでお支払いいただきます。
---------	--

※ご利用者様の都合により、口座引落しが出来なかった場合、振り込みでのお支払いとなります。振り込みの場合、手数料はご利用者様のご負担となります。

(4) 減額制度について

①介護保険負担限度額認定

食費と居住費には段階によって補足給付(特定入所者介護サービス費)の対象となり負担限度額が下記のようになります。

	基準費用	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費 1 日当たり	3,190 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円
食費 1 日当たり	1,580 円	300 円	390 円	650 円	1,360 円

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

老齢福祉年金受給者や市民税の非課税世帯の方などで生計の困難な方が対象です。

③高額介護サービス費

区 分		自己負担限度額(月額)
第 1 段階	市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	15,000 円
第 2 段階	市町村民税非課税世帯で[公的年金等収入額+合計所得金額]が 80 万円以下の場合	15,000 円
第 3 段階	市町村民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない場合	24,600 円
第 4 段階	①課税所得約 145 万円以上～同約 380 万円未満 (年収約 383 万円～約 770 万円未満)	① 44,400 円
	②課税所得約 380 万円以上～同約 690 万円未満 (年収約 770 万円～約 1,160 万円未満)	② 93,000 円
	③課税所得約 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	③ 140,100 円

同世帯における利用料が、次の自己負担限度額(月額で食費・居住費などを除いたもの)を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。

※ ①～③の減額については、当該市町村への手続きが必要となります。

※ 認定証等の減額対象が確認できる書類を施設に提示して下さい。事前に提示がない場合は減額できません。提示のあった月からの対応となります。

## 6. サービス提供にあたって

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に備えるため「防災計画」及び「事業継続計画」に基づき、定期的に必要な訓練を行います。
- ④ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又はご家族等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します（情報提供）。また利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ利用者の同意を得ます。

## 7. サービス利用に関する留意事項

施設利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"><li>・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。</li><li>・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者（保証人）の自己負担により原状に復して頂くか、相当額の代価をお支払い頂きます。</li><li>・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な処置をとができるものとします。 但しその場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。</li></ul>
サービス利用に 関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を行いますが、防ぎきれない事故等があることについてご理解ください。
外出・外泊	事前に、行き先と帰所予定時間を届けてください。
喫煙	原則禁止

迷惑行為・騒音等	他のご利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。 施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないでください。
所持金・貴重品等	持ち込みは原則不可とします。
持ち込めないもの	生きもの(ペット)、刃物や発火性のあるもの等の危険物
ハラスメント行為	<p>①事業所や従業者等に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為</p> <p>②パワーハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く等</li> <li>・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求等</li> </ul> <p>③セクシャルハラスメント行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする等</li> </ul> <p>④無断で従業者等の写真や動画を撮影すること。また、無断で録音等を行うこと</p> <p>⑤カスタマーハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員や往診医師に対して、業務に支障をきたすような過剰な要求をすること</li> </ul> <p>⑥その他前各号に準ずる行為</p> <p>※このような行為により健全な信頼関係が築くことができない場合には、契約解除させていただく場合があります。</p>

#### 8. 協力医療機関等、医療の提供について

施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めています。検査、入院等の医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません)

医療法人社団 恵心会 京都武田病院	京都市下京区西七条南衣田町 11 TEL (075) 312-7001
----------------------	--

※上記以外の医療機関への受診を希望される場合は事前にお知らせ下さい。

原則として、ご家族等に付き添い等対応をお願いすることになります。

医療法人 くわばら歯科医院 (往診のみ)	京都府八幡市美濃山一ノ谷 8-1 TEL (075) 972-3666
-------------------------	--

※利用者の定期的な口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施するため、あらかじめ協力歯科医院を定めています。

#### 9. 施設の医療体制

当施設は高齢者の介護施設であるため、治療ではなく健康管理が主体となります。

当施設には病院のような医療設備はなく、医師は常駐しておりません。

協力医療機関の往診医師の指示に基づいて、処置を行う看護職員が日中常駐している

のみで、夜間は看護師が不在となります。

上記に基づき、健康管理及びポリファーマシーの観点による薬の処方を行います。

施設をご利用頂く際に、既往歴や現在の疾病について情報収集し、疾患の状況把握に努めますが、当施設における医療行為は上記の通りとなります。

#### 10. ターミナル期の介護について

医療機関ではない当施設では、現在看取り介護は行っていません。

#### 11. 衛生管理等

入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

- (1) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のため、別に定める「感染症防止等の適正化のための指針」に基づき、定期的に委員会・研修会を行う。
- (2) 一旦感染症及び食中毒が発生した場合は、指針に基づき速やかに対応するとともに南丹保健所・関係機関へ報告します。

#### 12. 非常災害時の対策

非常・災害時に備えるため、「防災計画」に基づき、定期的に必要な訓練を行います。

非常時の対応	災害時避難訓練により、利用者の避難誘導や災害通報、初期防災に努める
近隣との協力	近隣学区の自衛消防団との連携を行う
防災設備	スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常火災通報装置、消火器、防火炉
消防計画等	防火管理規定の定めに基づく

#### 13. 緊急時の対応

- 1 サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定める。
- 2 前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行う。

#### 14. 事故発生時の対応について

当施設は高齢者の介護施設であるため、様々な要因による転倒事故や怪我などが発生する場合があります。

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

- 2 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
  - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
  - ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修の実施
  - ④ 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 15. 虐待防止に関する事項

- 1 入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - ② 虐待防止のための指針の整備
  - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④ 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 16. 身体拘束等に関する事項

- 1 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修及び訓練の実施
- 2 緊急やむをえない場合の身体拘束
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、他に代替する方法がなく、行動制限が一時的な場合に限り、身体拘束検討委員会にて慎重に検討し、またその記録を掲載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも利用者の家族等に報告し、必要に応じて情報の開示に努めます。

## 17. 業務継続計画の策定等

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### 18. 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するものとする。

#### 19. 守秘義務及び情報提供について

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
但し、次の事項について利用者又はご家族等の同意を得たうえで情報の提供をする場合があります。
  - ① 利用者に医療上、緊急の必要性がある場合
  - ② サービス担当者会議等、処遇に関する会議において利用者の経過報告を行う場合
  - ③ 施設サービスに係る業務を委託する場合
  - ④ 監査等、行政機関への情報提供
- 2 利用者の個人情報について法令を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、細部においては平成21年4月1日施行「社会福祉法人京都真生福祉会個人情報保護規定」の定めによるものとします。

#### 20. 公表

施設の運営に関する重要事項については、インターネット及び施設内の掲示にて公表する。

#### 21. 契約の終了について

##### (1) 契約の終了事由

施設との契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了し利用者に退所して頂くことになります。

- ① 契約者(利用者)が亡くなられた場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な段損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(2)利用者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、事業所へ申し出のあった日をもって退所とさせていただきます。（解約の申し出）

以下も同様、お申し出のあった日をもって契約を解約・解除し、施設退所となります。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定等の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 第三者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3)事業者からの申し出により退所して頂く場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、施設から退所して頂くことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 3 ヶ月遅延し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これが支払われなかつた場合
- ③ 利用者又はその家族が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為（暴言・暴力行為）やハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・カスタマーハラスメント・セクシャルハラスメント等）による著しい迷惑行為、反社会的行為等によつて、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合及び施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ⑤ 利用者が 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

(4)利用者が病院等に入院された場合の対応について

施設入所中に医療機関へ入院された場合の対応は次の通りです。

- ① 利用者が病院又は診療所に入院された場合、3 ヶ月以内に退院すれば退院後も再び

施設へ入所できます。但し、退院後の利用者の心身の状態により、居室変更を行う場合があります。

- ② 利用者が病院又は診療所に入院された期間が 6 日以内(入院した日及び退院した日を除く)の場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定の利用料金をご負担頂きます。
- ③ 入院された場合は、利用者の同意を得た上で空きベッドを短期入所生活介護に利用させて頂く場合があります。’

## 22. 身元保証人(身元引受人)

契約締結にあたり、施設サービスを円滑にご利用頂くためにも身元保証人(身元引受人)をご家族及びご親戚等から 2 名定めて頂きます。

身元保証人(身元引受人)は入所下記に定める責任を負います。

- 1 身元保証人(身元引受人)は、この契約に基づく利用者の事業者に対する債務につき利用者と連帶して履行の責任を負います。(極度額は 300,000 円とします)
- 2 身元保証人(身元引受人)は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者に協力する
  - ② 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努める
  - ③ 利用者が死亡した場合の必要な処置
  - ④ 契約終了後、残された所持品(残置物)の 7 日以内の引取
  - ⑤ 事故・急変時の連絡・報告対応の相談

※入所契約締結時に身元保証人(身元引受人)が定められない場合であっても、相当な理由が認められる場合には、入所契約を締結することは可能です。

## 23. 反社会的勢力の排除

根拠規定 (京都府暴力団排除条例 第 5 条 府民等の責務 平成 23 年 4 月 1 日施行)

- 1 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する人又は身元引受人(身元保証人)が次の各号に該当しないことを確認、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合には催告なく直ちに契約解除する。
- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている

と認められる関係を有すること。

6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

24. 苦情・相談の受付

苦情・相談については、下記の通り専用窓口を設置しております。まずは、施設窓口にご相談下さい。

(1)施設における苦情の窓口

施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

所在地	亀岡市余部町谷川尻 11-5
電話番号	(0771) 29-3150
FAX 番号	(0771) 29-3260
苦情解決責任者	施設長 田中 悠太
苦情受付担当者	生活相談員 富谷 千絵
受付時間	8:30 ~ 17:00

※また苦情受付 BOX を 1 号館玄関に設置しています。

(2)その他

施設窓口で解決に至らない場合には、下記窓口にも相談することができます。

第三者委員 藤井 真由美	(075) 204-1354
亀岡市役所 高齢福祉課	(0771) 25-5081
京都府福祉サービス運営適正化委員会	(075) 252-2152
京都府国民健康保険団体連合会	(075) 354-9090

25. 第三者評価

第三者評価の実施状況

直近の実施年月日	平成 30 年 10 月 18 日
評価機関の名称	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
評価結果の開示状況	ホームページ上にて開示

指定介護老人福祉施設への入所にあたり、利用者に対して重要事項を説明し、  
交付いたしました。

令和 年 月 日

施設側説明者

印

私は、貴施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、受領しました。  
また、契約書第9条の秘密保持に関し、行政機関やその他の機関等への申請や情報提供等  
に、私および私の家族の個人情報を契約の有効期間中に用いることを同意致します。

併せて、重要事項説明書に記載された利用者負担金及び実費等のその他の利用料についての説明及び書面の交付も受け、その支払いについても同意致します。

利用者氏名

印

署名代行者氏名

印

身元保証人氏名

印

(身元引受人)